解散公告（第一回）

当社は、平成九年三月三十一日社員総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月二十日

札幌市豊平区水車町三丁目二番一号

有限会社森下薬局

清算人　森下　洋子

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十七年十二月十五日総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月二十日

福井県勝山市北郷町東野一七号七番地

東野生産森林組合

清算人　田中　一夫

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十七年十二月十五日に静岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年一月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月二十日

静岡県御殿場市塚原七四番地の一六

高根西部山之尻土地改良区

代表清算人　高杉　安與

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年十二月三十一日社員の欠乏により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年一月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月二十日

大阪府高槻市出丸町二番一七号

医療法人福田クリニック

清算人　福田　治彦

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年五月九日開催の社員総会の決議及び兵庫県知事の認可により解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月二十日

兵庫県西脇市上野九六番地

医療法人社団丸野外科整形外科クリニック

清算人　丸野　貞彦

解散公告（第二回）

当宗教法人は、宗教法人法第四十三条第一項の規定により解散したので、当宗教法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月二十日

山口県周南市青山町四番一一号

弘願真宗明玄寺

清算人　原田ミヨ子

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十七年十二月二十八日沖縄県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月二十日

沖縄県島尻郡南大東村字南一四四番地一

清算法人南大東村新東土地改良区

清算人代表　上原豊三郎

第二十二期決算公告

平成二十七年九月三十日現在

貸借対照表の要旨　（単位・百万円）

資産の部

流動資産	七九九
固定資産	三四
資産合計	八三三
負債及び純資産の部	
流動負債	四五九
固定負債	八四
株主資本	二八九
資本金	九〇
利益剰余金	一九九
（繰越利益剰余金）	（一九九）
（当期純利益）	（八〇）
負債及び純資産合計	八三三

平成二十八年一月二十日

愛知県豊橋市白河町一〇〇番地

株式会社リビングサーラ

代表取締役社長　山本　鉄秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森市大字石江字岡部三三番地一〇、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　鷲尾　将美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十日

青森市橋本二―一三―五青森大同生命ビル五〇五　乙山直美法律事務所

相続財産管理人　弁護士　乙山　直美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県北上市成田二二地割一三番地四、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　齋藤　周治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十日

岩手県花巻市大通り二丁目六番一四号マンションSAN・SAN一階　はなまき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　安部　修司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県伊達郡国見町大字小坂字小坂二番地一、最後の住所福島県伊達郡国見町大字小坂字小坂二番地の一

被相続人　亡　浅野　勇次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十日

福島県福島市北五老内町一番三号福島法曹ビル三〇一号澤井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　澤井　功

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市平字四町目四一番地、最後の住所福島県いわき市平字堂ノ前一七番地

被相続人　亡　髙崎　信夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十日

事務所福島県いわき市平字大工町六番地の一二

相続財産管理人　弁護士　大谷　好信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市幸区大宮町二六番地三、最後の住所神奈川県川崎市幸区大宮町二六番地三アーベインビオ川崎三―八〇三

被相続人　亡　長瀬　裕幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十日

事務所福島県いわき市平字大工町六番地の一二

相続財産管理人　弁護士　大谷　好信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市緑区小渕一二九一番地、最後の住所本籍と同じ

被相続人　亡　石井　行男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十日

神奈川県相模原市中央区相模原二―一―五サトウビル五階

相続財産管理人　弁護士　瀬野　陽仁